資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://insightace.co.jp

令和七年十一月十三日

大阪市中央区南本町四―五―七東亜ビル五階

株式会社Ｉｎｓｉｇｈｔ　ＡＣＥ

代表取締役　川畑　友美

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月十三日

東京都港区西新橋一丁目一番一号

株式会社ヴァンガードスミス

代表取締役　田中　慶太

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一万株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月十三日

富山県高岡市石瀬一八二番地

株式会社イワクロ

代表取締役　岩黒　正孝

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月十三日

富山県射水市布目沢四八〇番地二

株式会社岩黒製作所

代表取締役　岩黒　正孝

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月十三日

神戸市中央区浜辺通五丁目一番一四号

新丸菱海運株式会社

代表取締役　守石　一惣

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十三日

神奈川県小田原市扇町三丁目一四番一八号

株式会社茶利

代表取締役　中山　貴子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十三日

富山県高岡市石瀬一八二番地

株式会社イワクロ

代表取締役　岩黒　正孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十三日

富山県射水市布目沢四八〇番地二

株式会社岩黒製作所

代表取締役　岩黒　正孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十三日

長野県佐久市前山一三六番地二

協友工業株式会社

代表取締役　友野　正二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十三日

大阪市西区新町三丁目八番一九号

丸宗株式会社

代表取締役　山里　廣

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるロバート・モリモト及び米田尚司が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十三日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

InnovatePro Management USA LLC

日本における代表者　ロバート・モリモト

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である舶来吉実が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十三日

東京都渋谷区広尾五丁目一九番二号ＰＩＰＥ九〇三

BC Holdings Limited

日本における代表者　舶来　吉実

持分の払戻し公告

当社は、当社社員退社に伴う持分の払戻しにより、当社の純資産額を超える一万円を交付することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十三日

東京都千代田区神田紺屋町四六番地風月堂ビル

ＩＧＭ―Ｊａｐｏｎ合同会社

代表社員　金沢小百合

正誤

ページ	段	行	誤	正
五一			令和五年五月十九日（号外第百六号）こども家庭庁・厚生労働省告示第一号（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示） （原稿誤り）	
五五		改正前欄 一〇	第一項の住宅	第一項の住宅
五五		改正後欄 終りから 一八	必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。	必要な意思決定支援が行われ、施設入所者の地域生活への移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要である。
六五		改正前欄 終りから 一二～一一	、各種研修や指導監査など	、各種研修や指導監査など
〃		一八～二一	や、地域生活	や、地域生活
七三			「各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策」を削る。	

令和七年十月三十一日（号外第二百四十二号）官庁報告欄官庁事項の部（四国地方整備局公示）（原稿誤り）

一〇四	上	二二	土佐	松山河川